日	B	寺	平瓦	፟ 2 1	年5月	月28	3日	(木)	午前	ັ່ງ 1	0 時	開	<b>3</b>	<u>&gt;</u>				
出席議員 (15人)																		
			1	番	工道	泰 禾	in -	7			2番	大ク	、保	朝	泰			
			3	番	大	<b>第</b> 牙	隹 日	召			4番	I	藤	俊	広			
			5	番	工道	泰科	<b>貞</b> -	7			6番	村	上	啓	=			
			7	'番	北口	Ц -	- 復	訂			8番	佐々	木		隆			
			ç	番	後前	泰・ラ	<b>통</b> 등	慝		1	0番	Щ	田	鉱	_			
			1 1	番	鳴	每 考	<b>\bar{\bar{\bar{\bar{\bar{\bar{\bar{</b>	Ξ		1	2番	中	田	博	文			
			1 3	番	斎 菔	泰 耳		ζ		1	5番	福	$\pm$	幸	雄			
			1 6	番	村 _	L B	<b>全</b> 日	召										
欠原	<b>宇議</b> 員	Ę	( 1	人)	)													
			1 4	番	工道	泰 賢	<b>室</b> 消	台										
出席要求による出席者職氏名																		
	市			長	鳴	海	広	道		副	Ħ	व्	長	Ε	<u> </u>	B	芙佐	E男
	総	務	部	長	鳴	海	勝	文		企	画財	政部	長	Ц	l B	B	良	_
	民	生	部	長	Ξ	浦	裕	寛		福	祉	部	長	蓱	雨	泰	繁	人
		木商コ オ技術も			小E	田桐	正	樹		建	設	部	長	셛	E 々オ	k	武	市
	会	計管	理老	· #														
	会	計	課	悪長	福	坂	直	栄		上	下水	道部	長	角		9	祐	_
	会黒事		-		福村		直英	栄美			下水書		長長	角			祐	一
	黒	計石	課病	長院						秘		課	長	種	<b>€</b> 7	ħ	祐勝	一斉彦
	黒事財	計石務	課 病局 課	長院長長	村 成	元	英	美		秘国	書	課 療 課	長長	種	重计	ቹ E		
	黒事財	計石務政	課 病局 課	長院長長	村 成	元田	英 耕	美 作		秘国商	書保医	課 療課 光課	長長長	種	重计	ቹ E	勝	彦
	黒事財	計石務政	課病局課務	長院長長	村 成	元田	英 耕 和	美 作		秘国商	書保工額	課 療課 光課	長長長	種	重计量量	t t	勝	彦

会議に付した事件の題目及び議事日程

平成21年第4回黒石市議会臨時会議事日程 第1号

平成21年5月28日(木) 午前10時 開 議

委員長乗田兼雄 農業委員会会長佐山秀夫

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

選挙管理委員会

- 第 3 議案第59号 黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例制定について
- 第 4 議案第60号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例制 定について
- 第 5 議案第61号 黒石市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条 例制定について
- 第 6 議案第62号 黒石市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に ついて
- 第 7 議案第63号 黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 制定について

市長提案理由説明

## 出席した事務局職員職氏名

 事 務 局 長 奥 野 正 行

 次 長 長谷川 直 伸

 主幹兼議事係長 太 田 誠

議事係主査 山谷成人

## 会議の顚末

午前10時01分 開 会

議長(斎藤直文) ただいまから、平成21年第4回黒石市議会臨時会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

議長(斎藤直文) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において7番北山一衛議員、11 番鳴海泰三議員を指名いたします。

議長(斎藤直文) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長(斎藤直文) この際、諸般の報告をいたします。

議長、事務局長において、第85回全国市議会議長会定期総会に出席いたしましたので、別紙のとおり御報告いたします。

議長(斎藤直文) 日程第3 議案第59号から、日程第7 議案第63号まで、合わせて5件を一括上程いたします。

この際、理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

登 壇

市長(鳴海広道) 今回の臨時会に提案いたしました議案の概要について、御説明申し上げます。

案件は、「黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定 について」など、5件であります。

まず、議案第59号「黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第60号「黒石市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第61号「黒石市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の三つの議案は、さきの人事院及び青森県人事委員会の臨時勧告の趣旨を尊重し、市議会議員、特別職の職員、教育委員会教育長それぞれの平成21年6月の支給に係る期末手当の支給割合の特例を定めるため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第62号の「黒石市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第63号の「黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、いずれも人事院及び青森県人事委員会の臨時勧告に準じ、一般職職員の平成21年6月の支給に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の特例を定めるため、所要の改正をしようとするものであります。

以上、議案の内容を簡単に申し上げましたが、御審議の際、詳しく御説明いたしますので、 原案どおり御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

降壇

議長(斎藤直文) 日程第3 議案第59号 黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第4 議案第60号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第5 議案第61号 黒石市教育委員会教育長の給与等に関する条例 の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

<del>------</del>-

議長(斎藤直文) 日程第6 議案第62号 黒石市一般職職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。5番。

5番(工藤禎子) 期末手当、勤勉手当の凍結の問題で、労組との対応なんですけれども。団 交を4回重ねたと、5月の13、15、18、20日ですか、それでかなりちょっと煮詰めた とかね、見解が長引いたものもあるんでしょう、ちょっと4回は多いと思うんですけれども、 主なその特徴的な内容をお知らせ願いたいと思います。

それから、人事院勧告ではですね、今年度の4月から職員の勤務時間も1日7時間45分に というようなのも同時に人事院でも勧告されているんですけれども、それらのお話は労組との 関係ではどうなっているのか、お聞きいたします。

議長(斎藤直文) 総務部長。

総務部長(鳴海勝文) 前回の会派説明の中でも、市職労との交渉の内容については若干御説明申し上げましたが、私の方から。これまで工藤議員御指摘のように4回、市職労と3回、現業と1回交渉をして、5月の20日に妥結を見たわけでありますが、その内容としては、我々としては人事院勧告を受け入れるという内容で組合側の方に説明をしてきました。組合としては、人事院勧告を受け入れることになると、現在給料、手当て等カットされておりますので、さらに人勧を受け入れることでダブルカットになるので、それはやめてほしいという申し入れがありまして、そのことについて3回ほど交渉してまいりました。現業との交渉の中では、市職労に準じて対応したいということで1回で終わりましたけれども、それぞれ3回交渉しながら、それぞれ削減率や緩和を提案しつつお互いに歩み寄る接点を見出しながら、5月20日に特例条例の緩和18%、15%、10%削減しているものを、それぞれ10%緩和するということで妥結を見たもので、今臨時会に提案いたしました。

それから、勤務時間につきましては、今現在勤務時間が週40時間となっております。それを改正後では38時間45分と、勤務の割り振りとしては1日につき8時間が1日につき7時間45分になります。これは昼休みの時間、休息の時間を15分長くすると、12時から1時

までにすることによって、全体の時間が1日につき7時間45分にするということで進めたいということで、6月の定例会にお諮りして議決をいただくことになっております。以上であります。

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

5番(工藤禎子) 議案第62号に反対するものであります。

今回の人事院勧告は、本当にルール上からいっても異例のものであります。 5 点について、 反対理由を述べたいと思います。

一つは、国家公務員の特別給は、毎年5月から実施される職種別民間給与実態調査において、前年の8月からその年の7月までの1年間に民間で支払われた特別給の実績を正確に把握し、8月に人事院が勧告を行ってきました。したがって、6月のボーナスも昨年の人事院勧告で既に決まっているものであります。もし、引き下げをするのであれば、本来、年末に調整をするというルールになっている。これを崩したということが一つで。

二つ目は、民間給与の調査も全国約1万1,000事業所を抽出して調査しているのに、今回は2,700社で、しかも郵便調査、回答も75.6%。その時点でボーナスが決まっているという企業は1割ほどという極めて不正確なデータで実施したこと。人事院の谷総裁も「正確に反映しているかと申しますと、そうはなりません」というふうに認めているものであります。

三つ目は、今回カットではなく凍結という表現は、今後さらに大きく下がる見込みも含んでいるという情報も既に入っていますが、そういうことを含んでいるということ。

四つ目は、本来、人事院は公平な第三者機関であるべきなのに、この勧告は政府与党の動き に追随したもので、人事院の存在をも危うくするものであることであります。

5点目は、今回の人事院勧告で影響額、公務員は360万人、あとは先生とか、あるいは学校、医師とか教員とかも含めるとまたさらに広がり、金額で2,700億円という。で、公務員に準ずる民間企業もたくさんありますから、そういう点ではそういう人たちも準じて下がるということになると思います。

黒石は既に独自の給与減額措置を実施している中で、さらに減額でカットされて大きいのは、 医師は17万5,000円、一般職の最高で12万4,000円と。やっぱりこれは、職員の 生活設計をもですね、損なうものになっていると。そういう意味では、当市の市職員521人 に影響を及ぼすというだけでなく、民間の一時金引き下げの口実にも使われ、市の経済にも影響が出てくると予想されると思います。以上の点で反対するものであります。

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(斎藤直文) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第7 議案第63号 黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例の 一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(斎藤直文) 起立多数であります。

## よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 以上で、今期臨時会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。 これにて平成21年第4回黒石市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時17分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年5月28日

黒石市議会議長 斎藤直文

黒石市議会議員 北山 一衛

黒石市議会議員 鳴海泰三